

WEB広告を利用した県政情報の発信業務仕様書（案）

1 業務名

令和5年度 WEB広告を利用した県政情報の発信業務

2 業務概要

WEB広告を利用し、インターネット閲覧者に対して情報発信を行う。

3 委託期間

契約日から令和6年3月31日（日）まで

4 業務内容

(1) 利用媒体

ア ディスプレイ広告（インフィード広告を含む）

Googleディスプレイネットワーク広告（GDN）、Yahoo!ディスプレイ広告（YDA）

イ SNS広告

LINE広告、Twitter広告、Instagram広告

(2) テーマ数、クリック数

テーマ数は8テーマとし、各テーマの内容・想定ターゲットなどの詳細は、決まり次第提示する。

クリック数はテーマに応じターゲット規模が異なることも想定されるため、8テーマでの総数を以下のとおりとし、テーマごとの利用媒体別クリック数は委託者と受託者の協議の上決定する。

媒体	クリック総数
GDN	14,000
YDA	14,000
LINE 広告	14,000
Twitter 広告	7,500
Instagram 広告	7,500

(3) 業務の流れ

業務のおおよその流れは以下のとおり。

- ① 委託者から受託者へテーマを提示。バナーイメージ、ターゲット、クリック数、出稿期間等を委託者と受託者の協議の上決定する。
- ② 受託者が「広告用バナー」を制作する。
- ③ 設定したクリック数に達するまでWEB広告を出稿し、LPへ誘導する。
- ④ 運用状況について委託者へ1週間に1回程度報告を行い、必要があれば、バナーのデザイン変更等の改善を実施する。
- ⑤ 設定したクリック数を達成後、クリック率、クリック単価などの結果を記載した

レポートを提出する。

※①～⑤を8回（8テーマ）実施する。

※1回の出稿期間は1～2週間程度を想定している。

(4) バナー制作

各テーマに対し1種類程度の「広告用バナー」を制作すること。

※広告用バナーは、広告サイズに応じたリサイズを行うこと

※クリック率が想定を大きく下回る場合等は、デザインを変更したバナーを制作するなど改善を行うこと

(5) 広告効果測定

広告の効果（インプレッション数やクリック数、閲覧した人の属性情報等）を検証し、概ね1週間ごとに委託者に報告のうえ、必要な際には、バナー画像の変更等を実施すること。

また、以後の業務の参考となるよう、各テーマの出稿終了後に効果測定結果（レポート）を提出すること。

(6) 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。

また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

5 留意事項

(1) 広告用バナー等のWEBへ掲載する情報は、障がい者の方等でも等しく情報を取得できるために、ウェブアクセシビリティへ配慮すること。（具体的な配慮内容は契約後、別途伝えるが、基本的には、アクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAへの準拠が必要。）

(2) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないように配慮すること。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・政治性または宗教性のあるもの。
- ・特定の主義主張を目的とするもの。
- ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないとみとめられるもの。

※掲載サイトについては、契約後、上記サイトへできる限り掲載されないよう、委託者と受託者が協議の上決定する。

(3) 制作物が他の著作権や著作権を侵害するものではないこと。

- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、受託者は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 緊急を有するテーマの場合、テーマの提示から広告の出稿までの期間が非常に短くなることが想定されるため、迅速な対応が行える体制を整えること。
- (6) 委託者と密に連絡を取り、業務に支障や齟齬を生じないようにすること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により決定する。